

航空自衛隊仕様書				
仕様書の 種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	FUEL CONTROL (国外定期修理) -----		2補LPS-AW29200-10	
			大臣承認	年 月 日
			作成	令和 3年 1月 5日
			改正	令和 3年 6月24日
				令和 5年 3月13日
作成部隊等名	第 2 補 給 処			

1 総則

1.1 一般

この仕様書に規定する内容と引用文書に規定する内容とが相違する場合は、この仕様書に規定する内容が優先する。

1.2 適用範囲

この仕様書は、表1に示す調達物品の役務について規定する。

表1-調達物品

No.	S/N	P/N	品名	備考
1	PN23070604 (PN2524986-9)	23070604 (2524986-9)	品名又は件名と同じ	本物品は、米国より輸入したものである。
2	2915-01-581-2788 (PN2524986-10)	M250-10130 (2524986-10)		

1.3 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、2補LPS-A00005の1.2によるほか、次による。

1.3.1

国外定期修理

規定交換間隔に達したこと又は、計画外で取卸された調達物品 [整備区分判定基準 (エンジン含む。) によりオーバーホールと判定されるもの及び準ずるもの] について、使用 (時間、期間、サイクル及び回数) を "0" にする修理

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

2補LPS-A00005

航空機等外注整備 (国外) 共通仕様書

b) その他

J. T. O. 00-10-2-CD-1

航空自衛隊航空機等整備基準

1.5 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達品目表による。

品 名	FUEL CONTROL (国外定期修理)
-----	-----------------------

2 役務に関する要求

2.1 一般

役務に関する要求は、**2補LPS-A00005**の箇条2による。

なお、国外修理を国外定期修理と読み替える。

2.2 整備作業の種類

整備作業の種類は、次のとおりとする。

- a) 国外定期修理
- b) 国外改修

2.3 整備作業の工程

整備作業の工程は、**2補LPS-A00005**の2.2.2による。

2.4 整備作業実施要領

整備作業実施要領は、**2補LPS-A00005**の2.3による。ただし、**2補LPS-A00005**の付紙A. 1 2.3は実施しない。

なお、受入れ点検時にJ. T. O. 00-10-2-CD-1の第Ⅲ節（以下、整備記録という。）に示された必要な整備記録が添付されていることを確認する。添付されていない場合は、整備記録に従って記録を行う。

2.5 改修

改修は、表2に示すP/Nについて実施する。

表2-改修及び識別変更

P/N	P/Nの変更	S/Nの変更	品名の変更	備考
23070604 (2524986-9)	M250-10824 (2524986-11)	PNM250-10824 (PN2524986-11)	CONTROL ASSY	CEB 73-2034
M250-10130 (2524986-10)				SB GT-73-0392 SB GT-73-0397

2.6 整備作業の打切り

調達物品の整備作業の打切り及びその処置については、**2補LPS-A00005**の2.4による。

3 品質保証

品質保証は、分任支出負担行為担当官の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 出荷条件

4.1 一般

出荷条件は、**2補LPS-A00005**の箇条4による。

4.2 残時間等の記録要領

残時間等（2 500 時間）の記録要領は、**2補LPS-A00005**の4.3による。

なお、DD FORM 829航空機等履歴簿（以下、履歴簿という。）がある場合は使用可能（合格）物品票の余白等に“履歴簿在中”と記入する。

4.3 識別変更

2.5に該当した調達物品のP/N、S/N及び品名を表2のとおり変更する。

4.4 修補等請求期限の表示

契約の相手方は、調達物品の官側への引渡しに先立ち、当該調達物品の履歴簿の重要履歴諸元欄に“修補等請求期限 ○年○月○日”と表示する。

4.5 履歴簿の添付

品名	FUEL CONTROL (国外定期修理)
----	-----------------------

履歴簿に必要事項を記入し調達物品に添付する。この要領について疑義がある場合は、第2補給処整備部整備技術課へ照会する。

なお、記入要領については5.2による。

5 その他の指示

5.1 一般

その他の指示は、2補LPS-A00005の箇条5による。

5.2 履歴簿の記入

履歴簿の処置は、次による。

- a) 整備記録に従って最新の状態に記録維持する。
- b) 紛失又は損なわれた場合は、新しく契約の相手方において作成し、判明し得る範囲内で整備記録に従って記録を行う。